



会 社 名 スズキ株式会社
代表者名 代表取締役 鈴木 修
(コード番号7269 東証第1部)
問合せ先 経営企画室 I R 長 小林 聖慈
電話番号 (053) 440-2030

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成24年 5月10日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）にストックオプション（新株予約権）を付与することへの承認を求める議案を、平成24年 6月28日開催予定の当社第 146回定時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する目的

当社は、平成18年6月29日開催の第140回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、同時に選任する取締役の人数を減らすとともに、取締役の責任体制を強化し、今日に至っております。今般、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績や株価との連動性を強め、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的といたします。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権 1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は 100株といたします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当または株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果 1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当または株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものといたします。

(2) 新株予約権の総数

800個を本株主総会の日から 1年間以内の日に発行する新株予約権の上限といたします。

ただし、本株主総会終結の日以後において上記(1)に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものといたします。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額といたします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額といたします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で当社取締役会が定める期間といたします。
- (6) 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）は、当社の取締役及び取締役を兼務しない専務役員もしくは常務役員のいずれの地位をも退任した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日といたします。）を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものといたします。
その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものといたします。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものといたします。
- (8) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものといたします。
- (9) 新株予約権のその他の内容
上記(1)から(8)の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。
- (ご参考)
- ・当社は、当社の取締役を兼務しない専務役員及び常務役員に対し、上記の株式報酬型ストックオプションと同内容の新株予約権を取締役会の決議により、総数 125個を上限とし、割り当てる予定であります。
 - ・以上の株式報酬型ストックオプションの付与対象者による新株予約権の権利行使に関しましては、いかなる株主の皆様が保有する当社議決権の割合を変動させることを目的としておりません。このため、当社は権利行使が見込まれる状況になり次第、上述の目的に合致した方法で交付する株式の調達方法を検討した上で、取得都度、速やかに付与対象者へ株式を交付いたします。調達方法の検討の結果、自己株式にて調達することを選択した場合、取締役会にて決議を行い、開示を行った上で付与対象者へ株式を交付いたします。

以上